

平成27年第3回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成27年3月27日(金) 14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第16号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第17号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第18号 見附市嘱託指導主事の委嘱について

議第19号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について

議第20号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の
任命について

議第21号 見附市家庭児童相談員の委嘱について

議第22号 見附市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第23号 見附市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定に
ついて

議第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

議第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について

議第27号 見附市教育委員会の会議録等の取扱いに関する要綱の一部を改正
する要綱の制定について

議第28号 見附市保育園運営費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定
について

議第29号 見附市保育料減免取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第30号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第31号 見附市立へき地保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議第32号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第33号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

○出席委員（5名）

委員長	小林 弘武 君
委員	南雲 京子 君
委員	武田 一夫 君
委員	小倉 美砂子 君
委員・教育長	神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長	星野 隆 君
学校教育課長	松井 謙太 君
こども課長	土田 浩司 君
まちづくり課長	森沢 亜土 君
教育総務課長補佐	早川 洋介 君
学校教育課長補佐	神林 俊之 君
こども課長補佐	岡田 恵子 君

臨時職員 古澤 佳幸 君

14時00分開会

委員長

只今より、平成27年第3回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人でございます。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行ないます。

会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

1. 3月市議会定例会について教育部長より説明願います。

教育部長

3月31日付で退任される神林教育長の後任として、長岡市下山1丁目289番地4の長谷川浩司氏が新教育長として3月市議会で同意を得られたことを報告いたします。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

次に2. 3月市議会定例会一般質問について、3. 教育委員会評価についてを教育部長より説明願います。

教育部長

3月市議会定例会において一般質問として、渡辺議員、関議員及び重信議員の3名から質問がありました。

渡辺議員からは「子どもを犯罪から守るまちづくりと教育について」と題した質問がありましたので「見附警察署、防犯組合見附地区連合会等の関係機関・関係団体と連携・協力するとともに市民の皆さんの協力をいただき、安全安心なまちづくりを進めてきたこととして、「小学校における防犯訓練」「市の緊急メール配信システムの活用」「青色防犯パトロール隊」や「地域ボランティアの皆さんからの登下校の見守り活動」などを行って子どもが犯罪に巻き込まれることがないような取り組みを進めてきたことを説明しました。そして、今後も警察をはじめとする関係機関、関係団体と連携し、大人が総がかりで子供達の安心安全を守り、子どもが犯罪に巻き込まれることがないようなまちづくりを進めていく旨を説明しました。

関議員からは「健康被害の未然防止として予防接種の拡充について」と「通学路の安全確保と市の取り組み姿勢について」質問がありました。「予防接種の拡充について」は、定期予防接種の現状としての二種混合と日本脳炎などの接種人数と接種率を回答し、子宮頸がんワクチンは積極的勧奨の一時差し止め中であること回答しました。また、インフルエンザに関する質問に対しては、今年度の小中学校の学校別出席停止及び学級・学年閉鎖の数について回答し、子どものインフルエンザの予防接種の助成として平成27年度から任意接種ではありますが1回千円の助成を行う旨を回答いたしました。

「通学路」に対しては、冬期間の通学支援として杉沢地区の中学生にはバス定期代相当額の支給と南中の上北谷地区の生徒にはスクールバス運行をしていると回答しました。「通学支援の基準」の質問に対しては、小学生が4km、中学生が6kmであるが、冬期間の安心安全な通学の確保の観点から、距離の短縮も含めて検討していく旨を回答いたしました。

重信議員からの「新しい学校給食センターについて」は、主食の米飯について

は、現在と同様に外部委託を継続してもらえないか、という質問に対して、経費面などを考えて総合的に判断すると、経費の節減になるので米飯は新しい給食センターで実施したい旨の回答を行いました。「食育」についての質問に対しては、栄養士の現在の各学校への食育指導などの状況を回答いたしました。

報告事項3. 教育委員会評価についてですが、3月2日の教育委員会において配布いたしました「教育委員会の点検及び評価」に評価委員の意見を付した、最終版を配布いたしました。また、3月19日の3月市議会最終日に総務文教委員会の議員を中心にした15人の議員に対し説明してきました。

委員 長

只今の説明に対して、質問ございませんか。

委員 長

最後の教育委員会評価を、概ね説明していただけますか。教育部長としてどの程度評価していますか。

教 育 部 長

ABCD評価で概ねB以上の評価になっているので、私としては良い評価を頂いたと思っております。

委員 長

他に質問ございませんか。

委員 長

次に4. 平成26年度高等学校進学状況（平成27年3月卒業生）について、
5. 平成27年度新採用・転入教職員面識会の開催について
を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

平成26年度末高等学校等進学状況について、ご報告させていただきます。詳

細は別紙をご覧ください。卒業生在籍 369 名中 369 名全員が進学を決定しております。

続いてご案内ですが平成 27 年度初見附市転入・新採用教職員の面識会を、4 月 15 日 14:30 より市役所大会議室にて開催させていただきます。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

今年の進路状況の特徴として見えるものはありますか。

学校教育課長

今年というくくり言うと県外への進学が少なかった。去年はテニスの関係で県外に出ていく生徒がいた。経年比較をして 10 年 20 年というスパンで見た場合、県央地域、三条・加茂方面への進学が増えてきているという事が言える。

委員 長

他に質問はございませんか。

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

続きまして日程第 3 議第 16 号 専決処分について（教職員人事の内申について）、議第 17 号 専決処分について（職員人事の内申について）を議題とします。

この議案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

■ここから非公開審議■

教育長より、議第16号 専決処分について（教職員人事の内申について）、教育部長より、議第17号 専決処分について（職員人事の内申について）、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委員長

ここで、非公開と決定しました議第16号及び議第17号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

委員 長

議第18号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第19号 見附市適応指導教室指導員及び訪問指導員の委嘱について、議第20号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命についてを議題とします。

学校教育課長に説明を求めます

学校教育課長

議第18号 見附市嘱託指導主事等の委嘱について、昨年度に引き続き田邊康夫嘱託指導主事と小黑知也嘱託指導主事に委嘱するとともに、平成27年度から新たに西片哲也さんに委託をお願いするものであります。

西片哲也さんは、平成20年度まで今町小学校長として勤務され、その後中越教育事務所学校支援第二課長、長岡市立宮内小学校長を歴任されました。

次に、見附市教育センター科学教育部上村貴雄協力員の委嘱を引き続きお願いするものであります。

議第19号 見附市適応指導教室指導員の委嘱について、平成27年度から新たに大山明雄さんに指導員をお願いするものであります。大山明雄さんは十日町市で一校、長岡市で二校校長をし、この三月末で長岡市立大島小学校を退職されます。

次に大高恵美子訪問指導員の委嘱を引き続きお願いするものであります。

議第20号 見附市青少年育成センター嘱託員及び同センター所長の任命について、引き続き、伊藤明夫所長の任命をお願いするものであります。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本3案は原案のとおり決定すること

とにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本3案は原案のとおり決定することにしたしました。

委員 長

次に議第21号 家庭児童相談員の委嘱についてを議題とします。こども課長に説明を求めます

こども課長

家庭児童相談員については、この3月に任期が満了することから、後任を公募した結果、大原良枝さんと鈴木美智代さんの2名に家庭児童相談員を委嘱するものであります。ちなみに、お二人とも保育士としての勤務経験がある方で、大原さんは再任であり、鈴木さんは本年3月まで三条市の公立保育園に勤務されていた方であり、任期は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間であり、

委員 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定することにしたしました。

委員 長

次に議第22号 見附市スポーツ推進委員委嘱についてを議題とします。

まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、「見附市スポーツ推進委員に関する規則第3条」の規定により、現行委員14名を再任するものでございます。なお、任期でございますが、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間とするものでございます。以上です。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

委員 長

次に議第23号 見附市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について、議第24号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について、議第25号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、議第26号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について、議第27号 見附市教育委員会の会議録等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とします。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第 23 号から議第 27 号までの 5 つの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されるのに伴う関係で制定されるものであります。

議第 23 号 見附市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定についてを説明します。

旧教育長は一般職の職員と同じく地方公務員法の営利企業等への従事制限が適用されると考えられていましたが、新教育長が特別職となったことで同法の適用から外れ、新法第 11 条第 7 項に定める営利企業等への従事制限の規定が適用されるようになったために制定するものであります。

議第 24 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定については、常勤となる教育長の勤務時間中に、職務専念義務が課されることとされたために制定するものであります。

議第 25 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については、教育委員長と教育長を一本化して新「教育長」を設置したことに伴うことと、根拠法の関係条のズレおよび「会議録」を「議事録」に改めるなどの第 1 条から第 8 条までのそれぞれの規則の一部改正であります。

議第 26 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示の制定についてであります。教育委員長の廃止に伴う「教育委員長印」と「教育委員長職務代理者印」を廃止することと根拠法の関係条項のズレを改正する告示の一部改正であります。

議第 27 号 見附市教育委員会の会議録等の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱の制定について であります。これは「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改めるための要綱の一部改正であります。

議第 23 号から議第 27 号までの 5 つの議案のそれぞれの附則において、第 1 項で施行期日を平成 27 年 4 月 1 日と定め、第 2 項において経過措置を定めたものであります。以上です。

委 員 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

委 員 長

最後の議第 27 号の「会議録」を「議事録」に改めるというのは、具体的に何か意味はあるのか。

教 育 部 長

大した意味はなく、単なる語句の変更です。

委 員 長

他にございませんか。

委 員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本 5 案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本 5 案は原案のとおり決定されました。

委 員 長

次に議第 28 号 見附市保育園運営費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について、議第 29 号 見附市保育料減免取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第 30 号 見附市立保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議第 31 号 見附市立へき地保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 28 号 見附市保育園運営費負担金徴収規則一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、2月20日開催の教育委員会臨時会において承認いただきました「見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例」に基づきまして、幼稚園、認定こども園、保育園及び地域型保育事業の利用者負担額を本規則で定めるために改正を行うものであります。

改正の内容について説明させていただきます。題名につきまして現行の「見附市保育園運営費負担金徴収規則」を改正後は「見附市保育料規則」に改めるものであります。これは、これまで本規則は保育園の保育料のみ規定しておりましたが、幼稚園等の保育料をあわせて規定することとなったものから変更するものであります。

次に、第1条におきまして、これまで児童福祉法を徴収根拠としておりましたが、これを「見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例第2条」の規定によることに改めること。

保育料の額を規定している第2条では、保護者から徴収する保育料の額について新たに別表第1及び別表第2によることとし、保育料の減免を規定している第4条では、根拠としている条例第3条の減免規定を受けて減免を行うように改正するものであります。

第2条の改正で説明した別表の改正につきましては、保育認定を受けた保育料の基準額を規定しております。また、幼稚園及び認定こども園での教育標準時間認定をうけた保育料を規定しております。附則におきましてこの規則の施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

議第 29 号 見附市保育料減免取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

ご説明いたします。

改正の理由でございますが、保育料の減免について規定している本要綱の根拠規定を、これまでは、さきほど説明いたしました「見附市保育園運営費負担金徴収規則」としておりましたが、新たに制定した「見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例」を根拠とするように改正するものであります。

改正内容は、今説明したように第1条の根拠規定を改めるものであります。

附則におきまして、この規則の施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

議第30号 見附市保育園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、この規則の根拠規定であります「見附市保育園設置条例」の内容が改正されたため、その引用条項等を改正するものであります。

改正の内容は、第1条では、条例において保育園の管理に関して規則に委任していた第2条が第3条に改められたための変更、保育料を規定している第6条では、保育園設置条例に新たに追加した保育料を規定する第2条に基づいて保育料を徴収するよう改めるものです。

附則におきまして、この規則の施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

議第31号 見附市へき地保育所設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、見附市では「へき地保育所」を「地域保育園」として4園設置しており、国の補助を受けて実施しております。

しかし、本年4月から実施の子ども・子育て支援新制度に合わせて、国では、これまでの「へき地保育事業」を廃止し、新制度の給付制度に移行することとし

ました。

新制度の給付制度に移行する場合、保育料については、国が定める保育料基準を上回る保育料を徴収することができませんが、これまで見附市のへき地保育所では、一律の保育料を徴収しているため、低所得の保護者に対して国の基準を超える保育料を徴収する状況を解消しなければなりません。そこで、今回改正を行うものであります。

改正の内容ですが、保育料を定めている第2条におきまして、現在規定しているへき地保育所の保育料と、見附市保育料規則で算定した保育料を比較して額が少ない方の保育料とするように改正するものであります。

附則におきまして、この規則の施行日を平成27年4月1日からとするものであります。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本4案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本4案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

次に議第32号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第33号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第 32 号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、見附市の現在の不妊治療費の助成は、1 年度に 1 回としておりますが、国の制度においては、今年度から 40 歳未満については年間助成回数の制限をなくしています。これは、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢であり、また特定不妊治療により出産に至る確率がより高い年齢において必要な治療が行われることが望ましいことからであり、見附市においても回数制限をなくすことで妊娠を望まれる方を支援するように、本要綱を改正するものであります。

第 5 条では、これまで 1 会計年度に 1 回としていた助成回数の制限を撤廃し、上限を 5 回とするように改め、また、別記第 1 号様式におきまして文言の修正を行うものであります。附則におきまして、この要綱の施行日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものです。

議第 33 号 見附市不育症医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

改正の理由でございますが、本年度から実施しました不育症医療費の助成事業では、医療保険が適用されない不育症治療を助成対象としていますが、平成 27 年度からは保険適用内の治療費も助成対象とするために本要綱を改正するものであります。

第 1 条では、現行で「医療保険が適用されない」という部分を削り、対象者を定めている第 3 条では、これまで夫婦いずれかが市内に住所を有していることを条件としておりましたが、これを妻が市内に住所を有している場合に改めることとしました。これは、この不育症治療により妊娠した場合、妊娠届後の保健適用内の医療費助成は、妊産婦医療費助成事業に引き継ぐ形で実施するこ

ととしており、妻が市外にいる場合、見附市の妊産婦医療費の助成を受けることができないこと、また住所のある他市の不育症治療費の助成を受けられる可能性があることなどに鑑み、妻が市内に住所を有する場合に助成することにしたものです。

次に、対象となる治療を規定している第4条では、現行で「保険診療対象外の」という部分を削り、保険適用内の不育症治療費も対象とするようにし、ただし書きとして、妊産婦医療費助成と同様に一部負担金を控除した額を対象の治療費とする規定を加えたものです。

第5条では、これまで、1000円単位としていた助成を、不育症治療費の助成と同じように1円単位とすること、第6条では見出しとして、「交付申請」を追加し、申請様式を改正内容に合わせて修正したものであります。附則におきまして、この要綱の施行日を平成27年4月1日からとするものです。

委員 長

只今の説明に対して、質疑はございませんか。

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本2案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本2案は原案のとおり決定されました。

委員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで平成27年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長

小林 弘武

会議録署名委員

武田 一夫